## 経済産業省

20251119貿局第1号 輸出注意事項2025第30号 経済産業省貿易経済安全保障局

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」(平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年11月26日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部改正について

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」(平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○委託加工貿易契約包括承認取扱要領(平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号)

改 正 後	現 行
<ul><li>I 委託加工貿易契約包括輸出承認</li><li>1・2 (略)</li></ul>	<ul><li>I 委託加工貿易契約包括輸出承認</li><li>1・2 (略)</li></ul>
3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第2号に規定する 委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、北朝鮮を仕向地として輸出す る貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第2の36、37及び43の項の中欄に掲 げる貨物の場合並びに輸出令第2条第1項第1号の3から第1号の8までに掲げる 輸出の場合は除く。	3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第二号に規定する 委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、北朝鮮、ベラルーシ、ロシア 又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する 貨物が輸出令別表第二の36、37及び43の項の中欄に掲げる貨物の場合は除 く。
4~11 (略)	4~11 (略)